

吹田市立山田中学校
学校危機管理マニュアル
～生徒の安全を確保するために～

目次

- 1．不審者対応マニュアル（P.1～P.11）
- 2．災害対応マニュアル（P.12～P.16）
- 3．避難の要綱（P.17～P.19）
- 4．緊急避難経路図（P.20）
- 5．事故発生時の対応について（P.21～P.26）

不審者対応マニュアル

1. 安全管理

- 学校における災害発生時の対応等について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。
- 本校在籍生徒の安全を確保し、学校生活が有意義で健やかな学びの場になるような教育環境の整備を目指す。

2. 安全管理対策委員会の設置

(1) 構成

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年生徒指導担当 2 名、校務員

(2) 役割

- ①施設・設備面の安全点検を司り、点検活動の方策を提示する。
- ②校内の安全確保を図るための方策を提示する。

3. 校内安全管理対策

●予防と対応 「日常の安全確保」

(1) 教職員の共通理解と校内体制

- ①職員会議、朝の連絡会、研修会等で教職員間の情報交換を行い、生徒の安全確保と安全管理について、共通理解を図る。
- ②校長の指示の下、安全管理対策委員会において、必要に応じて生徒の安全確保と安全管理の対応を検討し、実施する。

(2) 門の施錠について

- ①正門は、生徒の登校、下校時以外は門施錠する。
○午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分までは門を開ける。開錠は、警備員が行い生徒登校後は門施錠をする。
- ②北門は施錠し、北門横の通用門は門施錠をする。
- ③ゴミ庫は、門施錠をする。

(3) 来訪者の確認

- ①予定されている来訪者については、連絡黒板等で教職員に連絡しておく。
- ②インターホンによる来訪者の確認は、職員室にいる教頭、教職員が行う。
- ③保護者来校時には、年度当初 PTA より配布している名札を着用してもらう。

(4) 日常の対応

- ①管理職・教職員・校務員が、随時校舎内の見回りを行う。
- ②教職員は、笛・名札を着用し、不審者がいないか留意する。
- ③教職員は、来訪者に対して積極的に挨拶をする。
- ④教職員は、名札を着用していない来訪者がいた場合は、必ず「保護者の方ですか」と問いかけて、用件を確認する。

(5) 学校行事等の安全管理体制

- ①PTA 役員に協力依頼し、支援体制の下に実施する。具体対応については、必要に応じて、マニュアルを作成する。

●不審者情報に関わる関係機関との連携

- (1) 近隣の学校、特に山田第五小学校、南山田小学校の山田中学校ブロック内の情報交換を迅速に行う。
- (2) 学校周辺や校区内の不審者等の情報提供を、保護者や地域の関係諸団体に平素から依頼する。
- (3) 不審者等の情報提供があった場合
 - 校長・教頭・首席・生徒指導主事は、情報を的確に把握し、状況に応じて、次の対策をとる。
 - ①吹田警察、吹田市教育委員会等の関係諸機関と連携して対応する。
 - ②安全管理対策委員会を開き、安全確保と安全管理について検討し、対策を協議して全教職員に周知し対処する。
 - ③安全確保について生徒への指導を行う。
 - ④文書の配付、メールの配信等で保護者に連絡し、家庭における指導について周知する。
 - ⑤必要に応じて全校一斉下校を行う。PTAや地域関係諸団体にもパトロールを依頼する。

●侵入者対応の防犯訓練

- (1) 不審者対応訓練を年一回以上行う。
- (2) 本マニュアルに基づいた研修を行う。

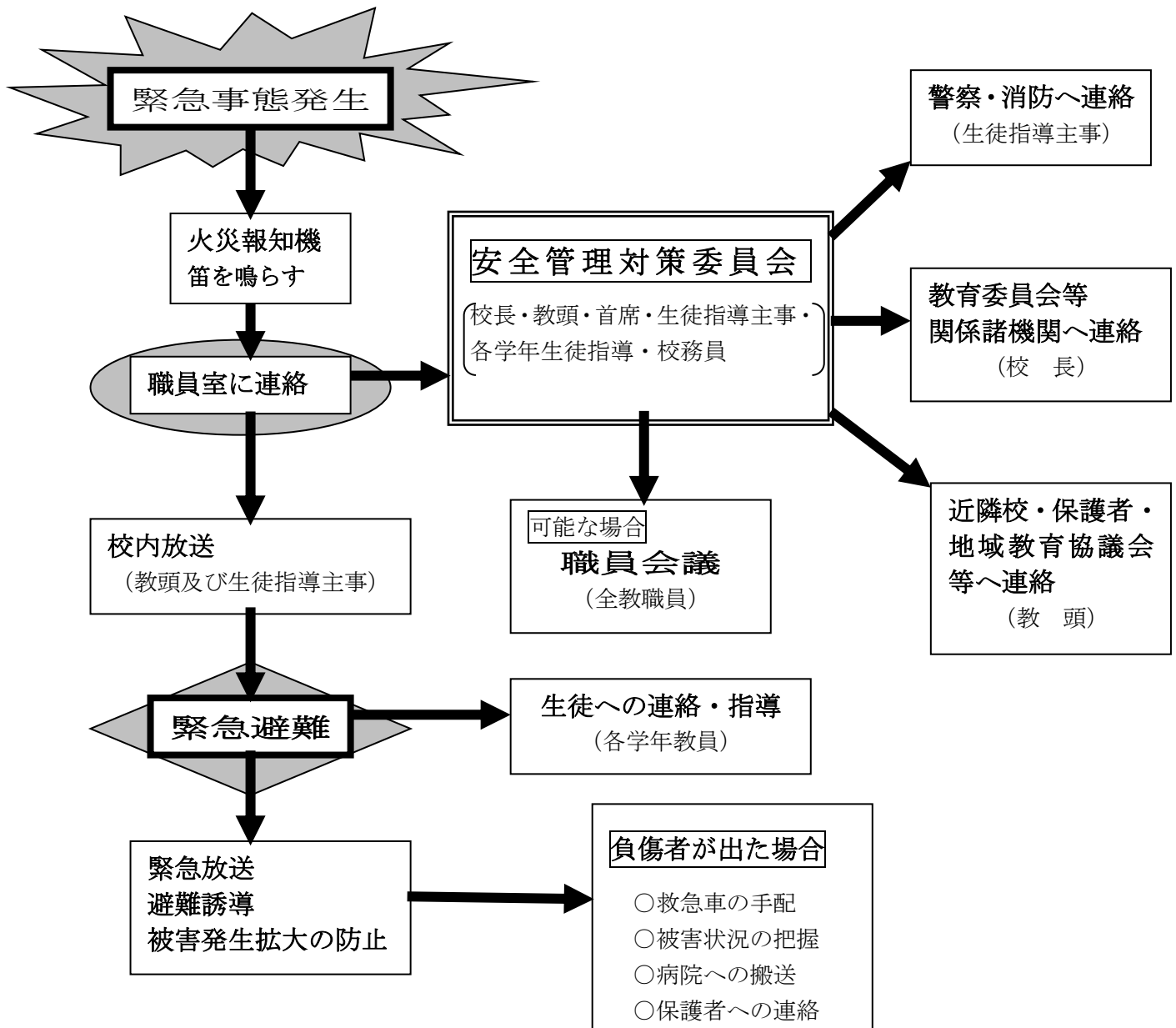
●校内安全管理の対応

- ①危険箇所（施設・設備）の除去に向け、点検および方策を講じる。
- ②生徒、教職員への緊急時における避難経路・避難場所の周知徹底を図る。
- ③生徒への安全指導を徹底し、特に緊急時における対応などの注意を喚起する。
「その場から逃げる」「助けを求め大声を出す」「近隣の者に助けを求める」「大人に伝える」等。
- ④保護者や地域の方へ協力を依頼する。
- ⑤教室等での緊急事態発生時には、教員は笛を鳴らしたり、大声で周囲の者へ注意を喚起したりする。また、職員室へ速やかに連絡を入れるようにする。
- ⑥夜間の侵入者については、警備員が警察に通報すると共に、校長・教頭に連絡する。

●長期的対策

- (1) 定期的安全点検を実施し、施設・設備における経年劣化・不備等を見直す。
毎月1日を安全点検日とし、全教職委員に注意を促すと共に、校長・教頭・首席・生徒指導主事を中心に施設の劣化・不備の発見に努める。
- (2) 定期的に校内研修会を実施する。
- (3) 教頭・校務員は、毎朝の校内巡視により、安全点検に努める。

(4) 緊急事態発生時における対応の流れ図 (緊急対応マニュアル)



4. 緊急時の安全確保

●関係者以外の学校への立ち入り

(1) 来訪者を見かけた場合

*見かけた教職員は、声かけをする。(丁重に声かけすること)

○あいさつと声かけ

「どちらへご用ですか?」「場所はおわかりですか?」等

○挙動不審の場合には、会議室まで案内する。

「ご用件をお聞きますのでこちらへお越し下さい。」等

*案内する場合は、来訪者の斜め前に立ち2mは離れて相手を見ながら案内すること。

○案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引取りいただけませんか。」等と丁重に退去を求める。

(2) 会議室に案内した場合

＊案内する途中で他の教職員へ連絡する。それができないときは、会議室に通してから管理職に連絡し、複数教職員で対応する。

①用件を聞き、関係教職員で対応する。

②用件のない場合は、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引取りいただけますか。」等と、丁重に退去を求める。

(3) 退去を求めた場合

①退去した場合

退去を確認し、再度侵入しないように監視する。

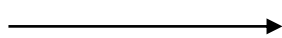


②退去を拒否した場合

＊危害を加える恐れがないかを判断する。

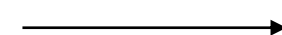
○危害を加える恐れがないと判断する場合には、再度退去するように説得する。

退去した場合



(3)の①退去した場合へ

退去を拒否した場合



レベル1へ

○危害を加える恐れがあると判断する場合



レベル1へ

●危険レベルと事件対策本部の発動

危 険 レ ベ ル	
レベル1	： 生徒（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合。
レベル2	： 生徒（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合。
レベル3	： 生徒（教職員）に危害が及んだ場合。
＊レベル1以上の状況になった場合、事件対策本部を発動し、原則として下記の役割分担に従って行動する。 ＊警報ベルが鳴った場合は、レベル2以上の状況であるので近くの教職員は直ちにその場所に駆けつける。それ以外の教職員は、下記の役割分担に従って行動する。 ＊状況に応じて本部の指示のもと臨機応変に対応する。	

【教職員の役割分担と対応】

(◎は、代表 ・ ○は、学年代表)

役割	名 前	発生時・直後の対応		中・長期的な対応
本部【緊急対応班】	◎ 校長 教頭 (生指主) (1年生指) (2年生指) (3年生指) (校務員) (事務) (PTA 事務)	・ 全体の状況把握、統括及び指揮 ・ 大阪府警ホットライン警報（110番） ・ 消防（119番）への通報 ・ 保護者説明会の準備と開催 ・ 報道機関への対応（窓口は一本化・管理職） ・ 校内緊急放送 ・ 生徒への指示の決定 ・ 当日の下校方法の決定 ・ 今後の登下校方法、授業についての決定 ・ 教育委員会指導課への連絡及び支援要請 ・ 近隣学校園への連絡 ・ 保護者（PTA本部役員等）への連絡 ・ 関係諸団体への連絡（自治会・青対等） ・ 通信方法の確保（電話・FAX・E-mail等） ・ 保護者あて連絡文の発行 ・ 記録		・ 再発防止、学校再開のための総括 ・ 報告書の作成 ・ 保護者、地域住民との連携方策等の改善
侵入者対応班	◎ 教頭 (生指主) (1年生指) (2年生指) (3年生指)	・ 侵入者対応 ・ 侵入者隔離 ・ 校内巡視 ・ 事件の情報収集、把握、整理 ・ 学校の安全状況の把握 ・ 地域の安全状況の把握		・ 再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善 ・ 組織（役割分担）の見直し
誘導班	(1年) ○ (2年) ○ (3年) ◎ (支援教室) ○	・ 避難場所・経路の設定 ・ 生徒の誘導 ・ 生徒の点呼 ・ 生徒の状況把握 ・ 必要に応じ救護班の応援	・ 心のケア着手 ・ 記録	・ 負傷者に対するケア ・ 心のケア ・ 学校医等との連携体制の改善 ・ 安全教育の内容、指導体制等の見直し
救護班	(養護教諭) ◎ (1年) ○ (2年) ○ (3年) ○	・ 負傷者の確認、全容把握 ・ 負傷者の応急手当 ・ 負傷者の搬出 ・ 救急車同乗及び搬送先からの連絡 ・ 負傷者搬出先の確認 ・ 負傷生徒の保護者への連絡 ・ 学校医への連絡		

●レベル1 生徒（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

（＊ レベル1 の対応から不審者を侵入者と呼ぶ。）

（1）対応者

①侵入者を隔離できているが、危害を加えられそうな場合

- 侵入者の興奮を鎮め、落ち着かせるよう、言葉遣いに注意しながら複数で対応する。
- 凶器などを持参していないかを確認する。
- 「レベル1」である（危害が及ぶ可能性がある）ことを他の教職員に連絡する。

「お客様ですので、職員室からメモ用紙を1枚、お願いします。」

（レベル1で、不審者が1名です。役割分担に従って行動してください。）

②侵入者を隔離できていない場合

- 侵入者を会議室に隔離するよう試みる。

「お話を会議室でお聞きますので、一緒にお越してください。」

＊（侵入者との距離を2m以上確保する。左前を侵入者を見ながら歩く。）

- 侵入者が納得すれば会議室へ連れて行く。

①の対応へ

・ 隔離を試みたが隔離できず、危害が及ぶ危険性が高い場合

レベル2へ

（2）本部

①校長

- （ア）直ちに大阪府警緊急警報通報を指示する。
- （イ）避難等の判断・指示をする。

②教頭

- （ア）教育委員会へ連絡し、支援要請をする。
 - ＊ 教育委員会指導課 （6 1 5 5－8 1 9 2）
 - 指導課 I P 内線（6 6 9－2 3 9）
- （イ）侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校および教育委員会に連絡する。

③職員室在室教職員（教頭）緊急放送をする。

「不審者対応です。南棟1階の支援教室前（不審者の場所指定する）まで来てください。」

＊（南棟1階の支援教室前でレベル1です。役割分担に従って行動してください。）

「生徒の皆さんは、教室に入ってください。」

④職員室在室教職員（教頭）（校長）

- （ア）大阪府警緊急通報をする。
 - ・ 緊急警報ボタン（ホットライン）を押す。
 - ・ 「吹田市の山田中学校です。刃物を持った侵入者が校舎内にいます。
教職員が対応をしていますので、緊急配備をお願いします。」
- （イ）PTA本部役員へ連絡、協力を要請する。

⑤職員室在室の教職員（生指主）

- （ア）情報の集約

(3) 安全確保

- ①その時間の教科担当教員（休み時間の場合は、次の担当教員）が、生徒の在室確認と安全確保。
- ②教室で待機、放送等の指示を待つ。
- ③校外に逃げた生徒がいる可能性もあるので、情報を収集する。

(4) 侵入者対応

- ①（教頭）＋副担任は、現場へ急行する。
警察が到着するまで、生徒等に危害を加えられないように時間を稼ぐ。
- ②副担任は、校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた生徒や負傷者の有無を確認し、生徒の安全を確保する。その後、現場の応援。

(5) 救助救護

- ①負傷者が出た場合に備えての準備（養護教諭）
 - ②安全確保の応援（教室に向かう）（職員室在室の教職員）
 - ③侵入者対応（校内巡視）の応援（職員室在室の教職員）
- *授業中・休み時間の場合も役割分担を基本として対応する。
*退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。（校長）（教頭）

●レベル2 生徒（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

(1) 対応者

- ①大声を出す、笛を吹く、火災報知器を鳴らす、等して、周囲に危険を知らせる。
- ②近くに生徒がいる場合は、すぐ逃げるように指示する。他の教職員に連絡を取ってもらう。
生徒と侵入者の間に入り、侵入者を生徒に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして生徒を侵入者から遠ざけるようにするなど、生徒の安全を図る。
- ③侵入者を注視する。攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、机、イス、ほうき、消火器等防御できる身近な道具を用い、生徒や自分自身に危害を加えられないようにしながら、時間を稼ぐ。
- ④侵入者が逃げた時は、大声を出しながら（笛を鳴らしながら）追いかけて、逃げる先の生徒等に危険を知らせる。
- ⑤生徒に危害が及ばないよう最大限の努力をすると共に自らの身を守ること。
（対応者が負傷してしまうと、生徒を守ることができない。）
- ⑥生徒が捕えられている場合は、侵入者に対して興奮せず冷静になるように諭す。
「生徒を離しなさい。」「落ち着きなさい。」等

(2) 本部

①校長

- (ア) 直ちに大阪府警緊急警報通報を指示する。
- (イ) 避難等の判断・指示をする。

②教頭

- (ア) 教育委員会へ連絡し、支援要請をする。
 - *教育委員会指導課 (6 1 5 5－8 1 9 2)
 - 指導課 I P 内線 (6 6 9－2 3 9)
- (イ) 侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校および教育委員会に連絡する。

③職員室在室教職員（生指主）（教頭）緊急放送をする。

「南棟 1 階の支援教室前（不審者の場所指定する）で**緊急事態レベル 2**です。」

「先生方は所定の行動をとってください。」

*（南棟 1 階の支援教室前に不審者がいます。レベル 2 です。役割分担に従って行動してください。）

「生徒の皆さんは、支援教室付近からすぐに離れて、教室や運動場で待機しなさい。」

④職員室在室教職員（教頭）（校長）

- (ア) 大阪府警緊急通報をする。
 - ・緊急警報ボタン（ホットライン）を押す。
 - ・「吹田市の山田中学校です。刃物を持った侵入者が校舎内にいます。教職員が対応をしていますので、緊急配備をお願いします。」
- (イ) P T A 本部役員へ連絡、協力を要請する。

⑤職員室在室の教職員（生指主）

- (ア) 情報の集約

(3) 安全確保

①避難場所・経路の決定。（校長）（教頭）

②その時間の教科担当教員（休み時間の場合は、次の担当教員）が、生徒の在室・負傷等状況の確認。（侵入者対応班）のクラスは、職員室在室の他の教職員が担当する。

③事故現場付近のクラス及び生徒は、すぐに指示の場所（危険から遠ざける）に避難する。

④教室（運動場）で待機、放送等の指示を待つ。

⑤避難場所への誘導をする。（担当クラスの教員が行う）

⑥集合場所で点呼と負傷等の確認。

⑦校外に逃げた生徒がいる可能性もあるので、情報を収集する。（生指主）

⑧次の事態に備えてすぐに移動が出来るように指示しておく。（生指主）

(4) 侵入者対応

①(教頭) + 副担任は、現場へ急行する。

警察が到着するまで、生徒等に危害を加えられないように時間を稼ぐ。

②(副担任) は、校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた生徒や負傷者の有無を確認し、生徒の安全を確保する。その後、現場の応援。

(5) 救助救護

①負傷者が出た場合に備えての準備 (養護教諭)

②安全確保の応援(教室または避難場所への誘導)(職員室在室の教職員)

③侵入者対応(校内巡視)の応援(職員室在室の教職員)

*休み時間・授業中どちらの場合も役割分担を基本として対応する。

*退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。(教頭)(校長)

●レベル3 生徒(教職員)に危害が及んだ場合

(1) 対応者

①大声を出す、笛を吹く、火災報知器を鳴らす、警報ブザーを鳴らす等して、周囲に危険を知らせる。

②近くに生徒がいる場合は、すぐ逃げるように指示する。他の教職員に連絡を取ってもらう。

生徒と侵入者の間に入り、侵入者を生徒に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして生徒を侵入者から遠ざけるようにするなど、生徒の安全を図る。

③侵入者に注意しつつ負傷した生徒等の状況確認、応急手当を行う (人命救助を優先する)。

④被害が拡大しないようできるだけ時間を稼ぐ。

⑤駆けつけた教職員に落ち着いて状況を報告する。

(2) 本部

①校長

(ア)直ちに大阪府警緊急警報通報を指示する。

(イ)「119番」通報を指示する。

(ウ)避難等の判断・指示をする。

②教頭

(ア)教育委員会へ連絡し、支援要請をする。

*教育委員会指導課 (6155-8192)

指導課IP内線(200-2835)

(イ)侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校および教育委員会に連絡する。

③職員室在室教職員(生指主)(校長)が、緊急放送をする。

「南棟1階の支援教室前(不審者の場所指定する)で**緊急事態レベル3**です。」

「先生方は所定の行動をとってください。」

* (南棟1階の支援教室前に不審者がいます。レベル3です。役割分担に従って行動してください。)

「生徒の皆さんは、支援教室付近からすぐに離れて、教室や運動場で待機しなさい。」

④職員室在室教職員（教頭）（校長）

（ア）大阪府警緊急通報をする。

○緊急警報ボタン（ホットライン）を押す。

○「吹田市の山田中学校です。刃物を持った侵入者が校舎内にいます。

教職員が対応をしていますので、緊急配備をお願いします。」

（イ）PTA本部役員へ連絡、協力を要請する。

⑤職員室在室の教職員（生指主）

ア）「119番」通報をする。

「吹田市立山田中学校です。刃物を持った侵入者があり、怪我人が複数出ています。」

「至急救急車の配備をお願いいたします。」

イ）情報の集約

ウ）通信方法の確保

（３）安全確保

①避難場所・経路の決定。（校長）（教頭）

②その時間の教科担当教員（休み時間の場合は、次の担当教員）が、生徒の在室・負傷等状況の確認。

③事故現場付近のクラス及び生徒は、すぐに指示の場所（危険から遠ざける）に避難する。

④教室（運動場）で待機、放送等の指示を待つ。

⑤避難場所への誘導をする。（担当クラスの教員が行う）

⑥集合場所で点呼と負傷等の確認。

⑦校外に逃げた生徒がいる可能性もあるので、情報を収集する。

⑧次の事態に備えてすぐに移動が出来るように指示しておく。（生指主）

（４）侵入者対応

①（教頭）＋副担任は、現場へ急行する。

警察が到着するまで、生徒等に危害を加えられないように時間を稼ぐ。

（ア）防御に利用できる用具を持参する。

（イ）警察が到着するまで、生徒等に危害を加えられないように時間を稼ぐ。

（ウ）侵入者が逃げた場合は、追跡する。（校外に逃亡した場合は追わず、再侵入を阻止する）

②副担任は、校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた生徒や負傷者の有無を確認し、生徒の安全を確保する。その後、現場の応援。

（５）救助救護

①救急車手配の要請

②現場へ急行する。負傷者の応急手当、搬送の準備（事務職員）（職員室在室者２名）

③安全確保の応援（教室または避難場所への誘導とその他救護）（職員室在室の教職員）

④負傷者のリストの作成（養護教諭）

（学年、組、名前、症状、処置、搬送先、付添者等の記録）

⑤救急車同乗及び搬送先からの学校連絡

（安全カード、関係機関連絡先一覧、筆記用具、記録用紙、テレホンカード、小銭を持参する。）

上記の物を入れる袋を保健室と教頭席に常備する。

⑥負傷者搬送先及び状況の確認

⑦負傷生徒の保護者への連絡

*** 休み時間・授業中どちらの場合も役割分担を基本として対応する。**

*** 報道機関については、本部が教育委員会と連携し対応する。**

●避難と待機についての原則

（１）侵入者があった場合で、緊急に避難させる必要があるかどうか分からない場合

（近くに侵入者がおらず、状況が不明の時）

原則として状況が判明するまで、生徒を教室等で待機させ、教職員が保護する。その後、校内放送の指示等により避難する。

（２）教職員が生徒の近くにおり、生徒に指示できる場合

①生徒を教室に待機させる場合

（ア）教室の窓、扉を閉める。生徒の人数確認後は内側から施錠する。

（イ）教室内では生徒を出入り口、窓から遠ざけておく。

（ウ）教職員は防御できるような道具（イス、ほうき等）を持ち、侵入に備える。

（エ）放送の指示があれば、指示に従い危険場所を避け避難する。

（オ）避難場所は、次のいずれかの指示がある。

***運動場（原則）** ***体育館**

②生徒を緊急に避難させる場合（近くに侵入者がおり、緊急に生徒の安全確保をするとき）

（ア）侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、生徒を避難させる。

（イ）避難場所は運動場、近隣公園等。状況によってはより安全な所を選び誘導することもあり得る。

（ウ）侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防御できるような物を用いたりして、生徒が避難できるような時間を稼ぐ。

（エ）避難する際、隣接する教室等にも大声で危険を知らせ避難を促す。

（３）休憩時間等で教職員が生徒の近くにいらない場合について生徒に日頃から次のように指示しておく。

①危険な物を持っている人を見かけたら、すぐにその人から遠く離れること。

②できれば、先生のいそうな場所（職員室等）に逃げ、先生に知らせること。

③もし、「教室に入りなさい」と言う放送があった場合は、すぐに教室に入ること。ただし、自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいる場合は、すぐに先生のいそうな所に逃げること。

④不審者を見かけ、自分たちのグループでなんとかしようとか、興味本位で見に行かないこと。

（すべての人が、常識ある人ばかりではない。物騒な世の中です。人命に関わる事件が多発しています。）

災害対応マニュアル

I 基本的な考え方

- 生徒の安全確保を最優先する。
- 学校災害を想定し、平素より訓練を実施し、緊急時に対処できるようにする。
- 学校と家庭が連携を取り合い、有事の際の対応のあり方の共通理解を図る。
- 市役所、地域、消防署、消防団等，各関係機関と連携を図り、有事の時の対応策、協力体制づくりを明らかにしていく。
- 校内の防災設備やA E Dや、転倒物の固定、通学路など点検を定期的に行い、有事に備える。

II 災害発生時における基本的対応

- (1) 震度（5弱）以上の地震が発生した場合、学校は原則「休校」とする。
- (2) 学校の再開についてはメールで通知、または各家庭へ連絡する。
- (3) 在校時に休校となる災害が発生した場合は、保護者に引き渡すことを原則とする。
- (4) 生徒・教職員の安全確認及び校舎の破損状況を把握するとともに、教育委員会には次の点を報告する。
 - (ア) 生徒の下校、保護の状況（引き渡し）
 - (イ) 負傷者等の状況
 - (ウ) 休校の措置に関すること
 - (エ) 施設設備の被害状況

Ⅲ 学校災害対策本部の設置

災害の規模・被害状況を踏まえ、原則として職員室に学校災害対策本部を設置し、学校として組織的な災害対応を図る。

学校災害対策本部

本部長(校長)：本部の総括、意思決定

副本部長(教頭)：本部長の指示による連絡・報告等、各班の連絡・調整等

() は、チーフ

通報連絡班

(教頭)

生徒への避難等の指示、消防(119番)等への通報

(首席)

教育委員会への連絡報告等外部対応

災害情報の収集と校内被害状況の把握、教職員の安否確認
保護者との連絡

避難誘導班

(教頭)

避難路の確保と生徒の避難誘導、生徒の安全確認

(生徒指導主事)

避難状況の確認と要救助者の救出、下校引渡し等

応急救護班

(養護教諭)

負傷者の応急措置、AEDの取り扱い

初期消火班

(首席)

消火器・消火栓を用いた初期消火作業、火気停止措置の確認

消火用水等の確保

安全防護班

(教頭)

防火戸・防火シャッター・排煙装置等の操作、火気使用設備の応急防護措置

(首席)

校舎・体育館等被害状況の点検把握、危険箇所への立ち入り禁止措置

(生徒指導主事)

通学路等の被害状況の把握

Ⅳ 災害時職員対応マニュアル

(突然、大規模な地震が発生した場合の行動例)

在校時における基本的対応

地震発生

生徒の安全確保

- 落下物・転倒物、ガラス飛散などから身を守るよう指示する。
- ◆「頭部の保護」
- ◆「机の下にもぐる」
- ◆「机の脚を持つ」など
- 窓や扉を開け、出口の確保をする。
- 火気を使用中のときはあわてずに消火する。
- 生徒の負傷者の確認、周囲の安全状況を確認し、余震や二次災害に備え落ち着かせる。

校庭避難及び情報収集

- 地震による校舎等施設の状況を把握、避難経路の安全確認
- 全生徒・職員への避難指示
支援が必要な生徒の保護
- 校庭に避難（頭部の保護、慌てない、押さない、しゃべらないなどの指示）
- 教職員の連携（避難場所への誘導、負傷者の搬送など）
- ☆持ち出し品
出席簿、生徒名簿、救急医薬品、筆記用具

避難後の安全確保

- 人数の確認及び生徒の安全確保
集団は少人数の教職員で生徒全体が見渡せるよう配慮する。
- 負傷者の確認と応急処置
関係機関への連絡（消防署関係は 119 番、教育委員会、学校医等）
- 登校していない生徒の安否確認（震度 5 弱以上）
- 生徒の不安への対処
教職員は生徒のそばにいて、安全な行動をとるよう声をかける。

避難後の対応

- ①避難継続の判断
- ②休校等の決定
- ③生徒の帰宅の決定
- ④保護者への連絡
- ※震度 4 以下は原則として、通常通り下校する。

保護者への引き渡し

引き渡し状況の記録と確認をする

引き渡し下校の方法、保護者への連絡方法、連絡が取れなかった場合の対応など、避難を継続する場合の引き渡し方法等について、保護者と確認しておく。

避難所開設支援

- 避難所の開設準備、避難者の誘導

学校災害対策本部の設置

- TV・ラジオ等で地震の状況を把握
- 教職員各自の役割確認と校長の指示
- 校舎・体育館等施設の被害状況、
ライフラインの被害状況の確認
- 施設の使用の可否の判断及び危険箇所への立入禁止の表示

在校時における活動状況別対応例

①授業中

場 所	個 別 事 例	共 通 事 項
普通教室	○ 机の下に隠れ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する。	◆ 教師による安全確保の的確な指示 ◆ 頭部を保護し、窓や壁際から離れるよう指示 ◆ 火気使用中であれば教職員が消火 ◆ 生徒の人員等状況確認、周囲の安全確認
特別教室	○ 実験中であれば危険回避のための指示をする。(ガス、薬品等)	
体育館	○ ガラス等落下物や倒壊物に気を付け、建物中央に避難するよう指示する。 (建物の構造や体育用具の位置によっては柱や壁に寄り添う)	
校 庭	○ 校舎等建物などから離れ、校庭中央に避難するよう指示する。	
プール	○ 速やかにプールの縁に移動し、縁をつかむよう指示する。 ○ 揺れが収まれば素早くプールから出るよう指示する。 ○ 避難準備を指示する。 (履物を履き、衣服やバスタオルで身体を保護するよう指示)	

② 始業前、休み時間、放課後等

場 所	個 別 事 例	共 通 事 項
階 段 廊 下 トイレ等	○ 上着やカバン等で頭部を保護し、待機するよう指示する。 ○ ガラス等落下物や倒壊物に気を付け、廊下等の中央で身体を低くする。または、近くの教室の机下等に避難する。 ○ 揺れが収まったら、教師の指示に従い、校庭に避難する。 ○ 周囲の安全と危険箇所がないか確かめる。	◆ 揺れが収まるまで頭部を保護し、教職員が到着するまで待機するよう全校に指示 ◆ 教職員は分散して生徒の安全確保、指示誘導 ◆ 校舎外にいる生徒の安全確保、負傷者の応急手当
校 庭 プール等	○ 建物やガラス窓、運動器具、壁や塀の近くから離れる。 ○ 揺れが収まるまで頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。 ○ プールサイドで避難準備をする。 (履物を履き、衣服やバスタオルで身体を保護する。)	

登下校時における基本的対応

生徒の動き	教職員の動き	学校災害対策本部の設置
自分の安全を確保するための行動		○校長(本部長)は今後の対応について指示 ○教職員は各自の役割確認 ○地震情報を収集する連絡手段等の確保 津波、余震等は TV・ラジオ、電話で確認
○頭部を保護し、身を低くして身構える。 ○車道に出ない。 ○倒れてくる、落下してくるや移動してくる恐れのあるものから離れる。	○校内にいる生徒の確認と避難を指示する。 ○通学路における生徒の安否確認と被害状況を把握する。	
公共施設や公園等近くに避難場所がある場合		
○揺れが収まったら、通学路の周りの状況に応じて、公共施設や幼稚園、学校、広場のある公園等に避難する。 ○避難する場所が近くにない場合は、その場を動かず保護者や教職員が来るまで、できる限り広い場所でそのまま待機する。	○保護者及び地域と連携し、生徒の所在と安全確認をする。 ①校舎内校庭等巡回 ②通学路の巡回と点検 ③自宅への確認 ④支援が必要な生徒への援助 ○登校した生徒は学校内の避難場所に避難する。 ○他校の生徒も受け入れて避難場所に避難する。	施設内点検 ○施設の被害状況確認 ○施設の使用の可否の判断及び危険箇所への立入禁止の表示 生徒の保護 ○生徒の登下校状況の把握と救助 ○生徒の安否確認 ○他校への連絡 ○怪我人の救護 救急車の要請は 119 番 A E D の準備
自宅が近い場合		
○自宅が近い場合は、原則自宅に帰る。	○生徒の登下校状況と安否確認をする。 ※電話が不通の時は家庭訪問を行う。 ○生徒の家族や家と地域の被害状況も把握する。	その他 ○施設の被害状況、生徒の避難状況を教育委員会へ報告と今後の対応についての連携 ○ライフラインの被害状況の確認 ○地域との連携と保護者の協力
学校が近い場合		
○学校が近い場合は、学校に避難する。	○保護者への引き渡しが確実にできるまでは、原則学校で保護する。 ○保護者が来校するまで学校にて保護する。 ※保護者来校時に身元確認を行う。	

週休日・休日または夜間の場合

○学校と保護者は生徒の安否や所在の確認の方法について、連絡が取れる体制を整えておく。

(連絡メールや災害伝言ダイヤル等)

○校長・教頭は今後の措置について検討しておく。

○教職員の所在が確認できるよう複数の連絡体制を整えておく。(連絡メール等)

○教職員の家・家族等の状況把握等も含め安否確認を行う。

○避難所開設に向けての支援を行う。

◎避難の要綱（不審者・火災・地震）

緊急時（不審者侵入等）避難の要領

◎授業中

1. 防犯ベル・笛・大声・緊急放送等で危険が知らされたら、教科担当の教員の指示に従い、窓や扉を閉めて侵入されないようにして待機。（場合によっては、イスや机でバリケードを作る。）

1次避難

2. 緊急放送で移動する指示があれば、教科担当の教員の指示に従い、廊下で整列する。（教員は、出席簿を持つ）
3. 整列後速やかに移動する。侵入現場を避ける経路で校舎外へ出る。
上靴のままでよい。上靴のかかとを踏ませない。後ろの者に靴を踏まれたりして転倒しやすい。
4. 騒ぎ立てない。（必要なこと以外しゃべらない。）押し合わず、冷静にかつ速やかに行動する。
5. 指示された場所（運動場・体育館等）で朝礼隊形に整列・点呼。

◎始業前・休み時間・放課後等

1. 防犯ベル・大声・緊急放送等で危険が知らされたら、教室やその付近にいる人は教室に入り（どこの部屋でも良い）、窓や扉を閉めて侵入されないようにして待機。（場合によっては、イスや机でバリケードを作る。）

1次避難

教室から離れている人は、不審者がいると思われる方に近づかず、見通しのきく外へ避難する。
騒ぎ立てず、不用意に不審者を興奮させるような動きを取らないように注意する。

2. 緊急放送で移動する指示があれば、言われた場所へ移動する。
＊危険が迫ってきたら直ちに逃げる。または、イスなどを持って身を守る。
3. 侵入現場を避ける経路で移動する。
4. 騒ぎ立てない。（必要なこと以外しゃべらない。）押し合わず、冷静にかつ速やかに行動する。
5. 指示された場所（運動場・体育館等）で朝礼隊形に整列・点呼。

災害（火災）避難の要領

◎授業中

1. 災害警報（非常ベル・非常アナウンス）で、他の部屋への延焼防止のため、窓を閉めて全員廊下へ出る。
2. 教科担当の教員の指示で、廊下で整列する。（教員は、出席簿を持つ）
3. 整列後速やかに移動する。火災現場を避ける経路で校舎外へ出る。上靴のままでよい。
上靴のかかとを踏ませない。後ろの者に靴を踏まれたりして転倒しやすい。
煙の中を通らなければならないときは、鼻と口をハンカチなどで覆い、姿勢を低くして、這うように移動する。炎は一気に走り抜ける。
4. 騒ぎ立てない。（必要なこと以外しゃべらない。）押し合わず、冷静にかつ速やかに行動する。
5. 指示された場所（運動場・体育館等）で朝礼隊形に整列・点呼。

◎始業前・休み時間・放課後等

1. 災害警報（非常ベル・非常アナウンス）で、速やかに校舎外に出る。
2. 火災現場を避ける経路で移動する。上靴のままでよい。
上靴のかかとを踏まない。後ろの者に靴を踏まれたりして転倒しやすい。
煙の中を通らなければならないときは、鼻と口をハンカチなどでおおい、姿勢を低くしてはうように移動する。炎は一気に走り抜ける。
3. 騒ぎ立てない。（必要なこと以外しゃべらない。）押し合わず、冷静にかつ速やかに行動する。
4. 指示された場所（運動場・体育館等）で朝礼隊形に整列・点呼

災害（地震）避難の要領

◎授業中

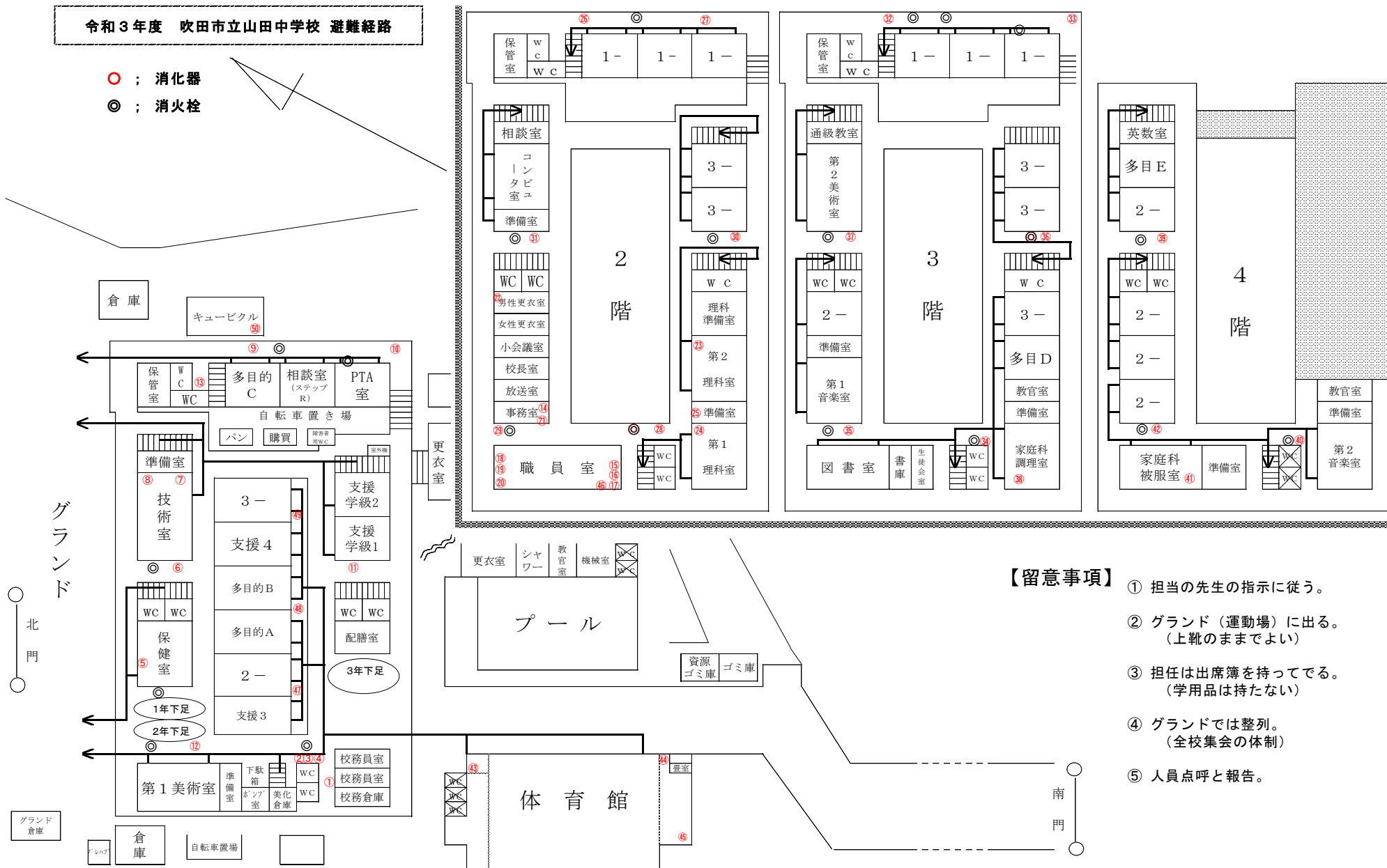
1. 揺れを感じたら直ちに机の下に潜り込む、教科書やノートで頭を守るなどまず身を守る。窓ガラスや倒れてきそうな物から離れる。
2. 揺れがおさまったら火の始末（ストーブ等）をし、教科担当の教員の指示で廊下に整列する。（教員は出席簿を持つ）火災警報（非常ベル・非常アナウンス）により避難する場合もある。
3. 整列後速やかに移動する。火災・倒壊現場を避ける経路で校舎外へ出る。
上靴のままでよい。上靴のかかとを踏ませない。後ろの者に靴を踏まれたりして転倒しやすい。
4. 騒ぎ立てない。（必要なこと以外しゃべらない。）押し合わず、冷静にかつ速やかに行動する。
5. 指示された場所（運動場・体育館等）で朝礼隊形に整列・点呼。

◎始業前・休み時間・放課後等

1. 揺れを感じたら直ちに机の下に潜り込む、教科書やノートで頭を守るなどまず身を守る。
2. 揺れがおさまったら、窓ガラスや倒れそうな物に留意して、速やかに校舎外に出る。火災警報（非常ベル・非常アナウンス）により避難する場合もある。
3. 火災・倒壊現場を避ける経路で校舎外へ出る。
上靴のままでよい。上靴のかかとを踏ませない。後ろの者に靴を踏まれたりして転倒しやすい。
4. 騒ぎ立てない。（必要なこと以外しゃべらない。）押し合わず、冷静にかつ速やかに行動する。
5. 指示された場所（運動場・体育館等）で朝礼隊形に整列・点呼。

令和3年度 吹田市立山田中学校 避難経路

- ; 消化器
◎ ; 消火栓



【留意事項】

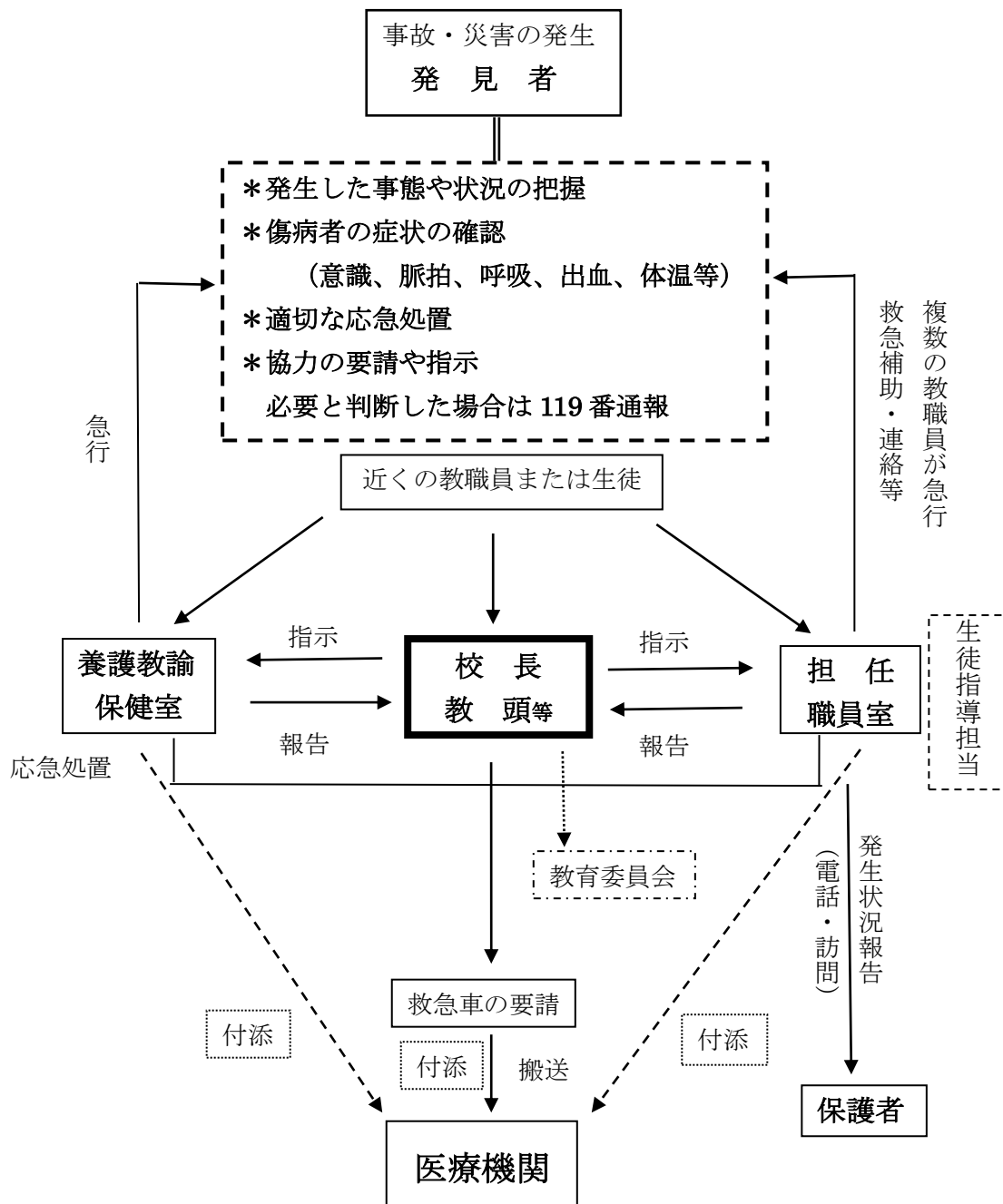
- ① 担当の先生の指示に従う。
- ② グラウンド（運動場）に出る。
（上靴のままでよい）
- ③ 担任は出席簿を持ってでる。
（学用品は持たない）
- ④ グラウンドでは整列。
（全校集会の体制）
- ⑤ 人員点呼と報告。

事故発生時の対応の基本

《事故発生直後の対応》

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害生徒の症状を確認し、近くにいる教職員や生徒等に応援を要請するとともに、生徒の状況に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急処置を行い、症状が重篤にならないようにする。

校内救急連絡体制



救急病院一覧・学校医・タクシー会社の連絡先は職員室前及び中央電話付近に設置

《医療機関へ搬送する場合の留意点》

- ① 保護者に連絡をとり、保護者が指定する医療機関に受け入れを要請する。
できるだけ保護者にも来院してもらう。
- ② 保護者に連絡が取れない場合は、安全カードに記載された病院または学校医の病院へ受診する。
病院へは、安全カードのコピーを持参する。
＜救急の場合の医療機関＞ 吹田市民病院・済生会吹田病院・済生会千里病院
㊤吹田市民病院：救急車で搬送を除き、学校から直接受診した場合、選定医療費 5,500 円を徴収する。
(こども医療費やスポーツ振興センターの対象にはならない)
- ③ 付き添いは、養護教諭または学年所属（または管理職）を原則とし、重篤な場合は第一発見者が付き添う。
- ④ 病院への移送については、タクシーを利用する。利用した場合は領収書を発行してもらう。
- ⑤ 保護者への連絡は原則、担任（副担）が行う。状況を丁寧に説明し、誠意を持って対応する。
加害者、被害者のある場合は、担任（副担）が双方の保護者へ連絡をする。場合によっては家庭訪問を実施して、生徒や保護者への対応に十分配慮する。
- ⑥ 特に緊急を要しない場合や経過観察の場合にも、必ず保護者に連絡をしておく。
- ⑦ 診療費は保護者が支払う。日本スポーツ振興センター医療費の申請手続きを行い、後日医療費が保護者の銀行口座へ振り込まれる。

《緊急時の対応の留意点：救急車を要請した場合》

- ① 生徒の生命に関わる場合には、迅速に救急救命措置を行い、救急車を要請して生命の安全を最優先する。被害生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職の報告よりも救命処置を優先させる。
- ② 応援に駆けつけた教職員は、準備・連絡・記録等役割を分担し、連携して対応する。
- ③ 保護者には状況を丁寧に説明し、誠意を持って対応する。救急車を依頼したことを伝え、医療機関に向かっている。
- ④ 事故発生時から記録をとり、職員間で情報共有を行うとともに問題点を明らかにし、再発防止と安全管理・安全指導を図る。

救急対応用品保管場所

□担架・AED 【1F 校務員室前】

□緊急対応セット（SpO₂、血圧計、人工呼吸マスク）・救急用品・嘔吐物処理セット等

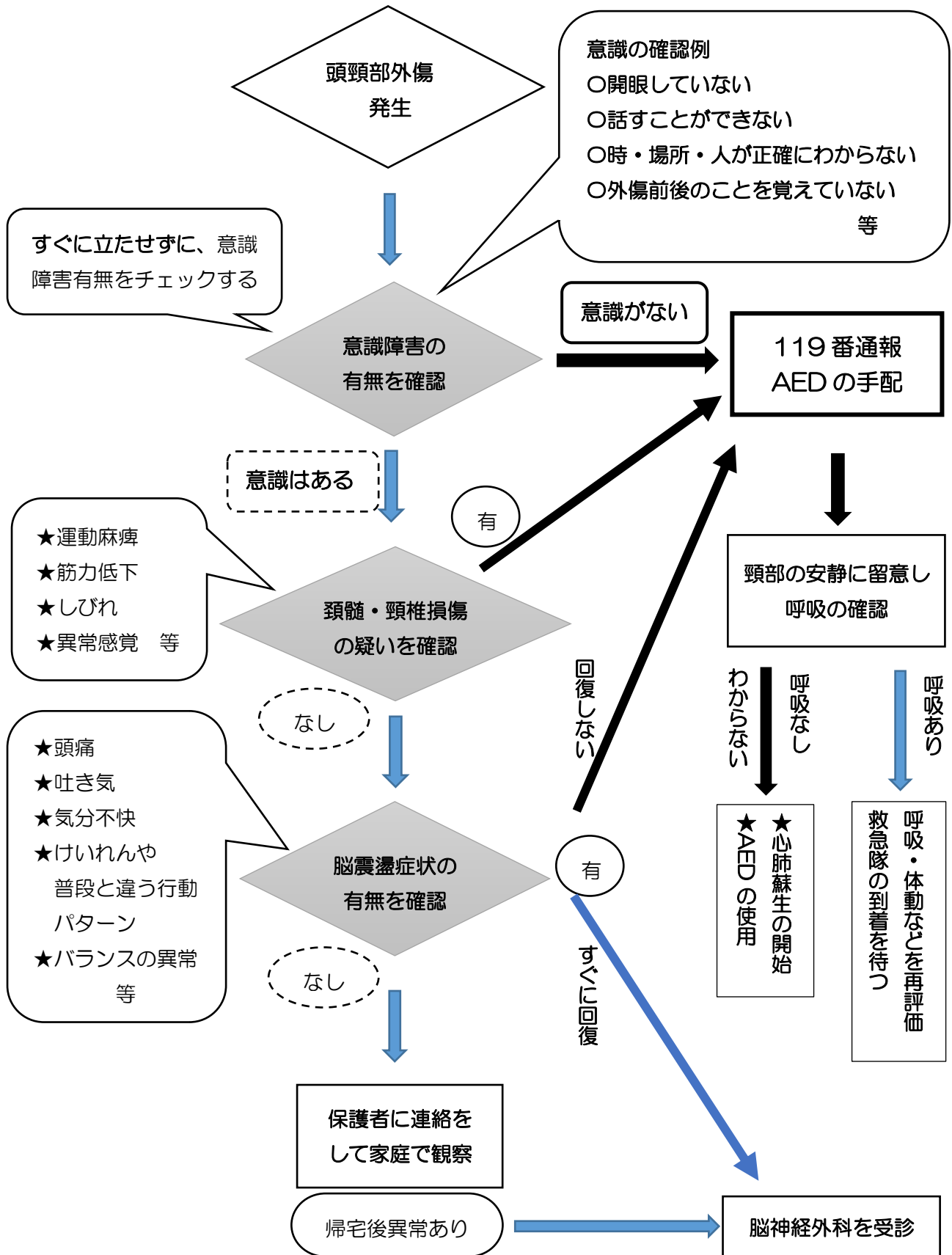
【職員室前入口保健ロッカー・保健室】 ※手動式人口蘇生器【支援教室】

□安全カード・緊急時個別対応マニュアル・緊急搬送調査票 【職員室教頭机前ロッカー】

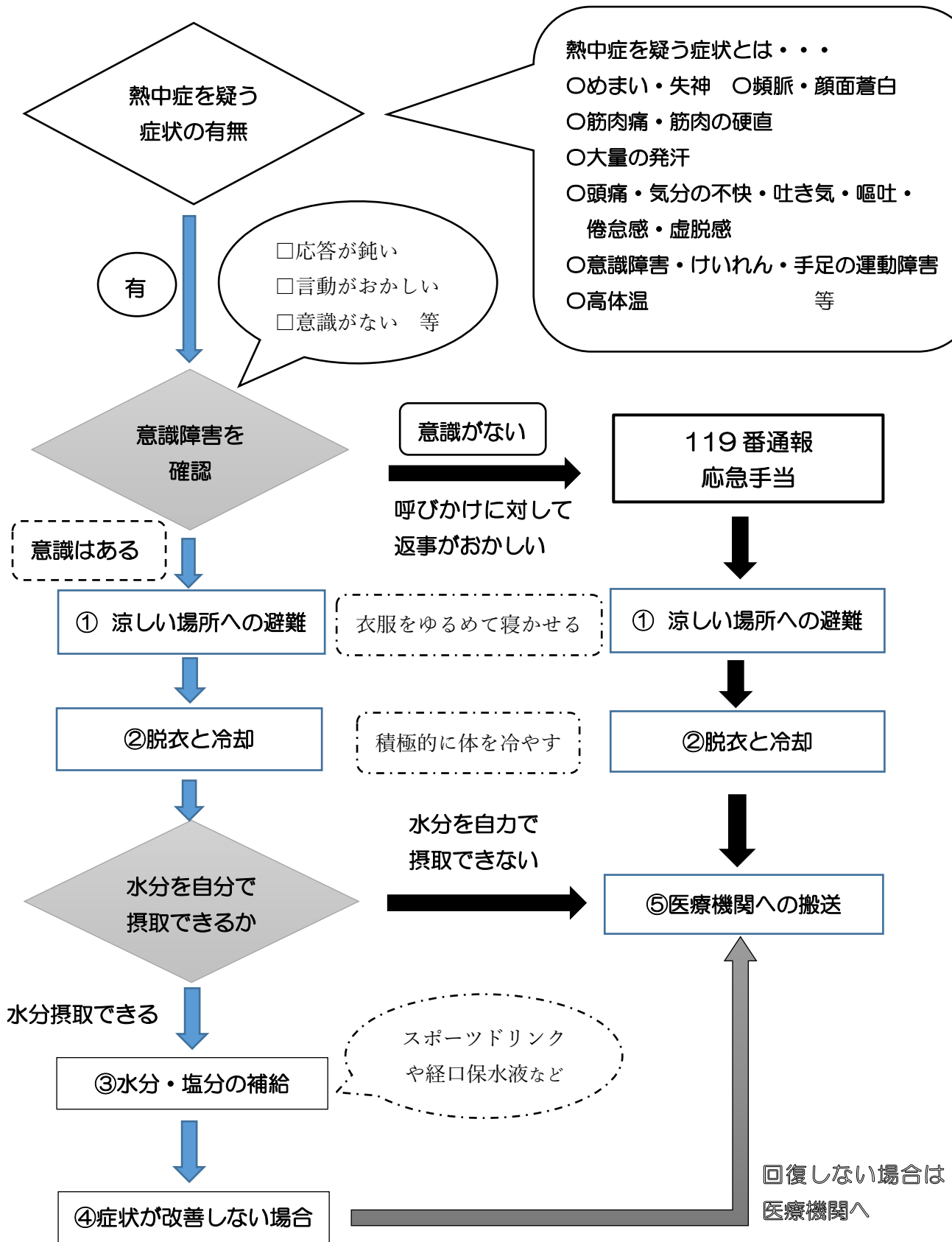
《生徒の保健室利用について》

- ① 保健室を利用する場合は、生徒が次の教科担当者（担任）に連絡してから利用する。
- ② 保健室を利用した場合、生徒は「保健室連絡票」等を利用して担任に連絡をする。
- ③ 保健室での休養は原則 1 時間とし、状態が変わらない場合は担任（学年）が家庭に連絡をとり早退させる。
- ④ 養護教諭が不在の場合は、原則として保健室は利用しない。

頭頸部外傷発生時の対応フローチャート



熱中症を疑った時の対応フローチャート



※意識がある場合でも状況に応じて救急車を要請することもある

食物アレルギー発生時の対応フローチャート

発見者＝観察

子供から離れず観察
助けを呼ぶ
緊急性の判断
エピペン®、AEDの指示

アレルギー症状がある
(食物の関与が疑われる)

原因食物を食べた
(可能性を含む)

原因食物に触れた
(可能性を含む)

呼びかけに反応がなく、
呼吸がなければ心肺蘇生

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

<緊急性が高いアレルギー症状>

全身の症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくい
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるようなせき
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強いせき込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

消化器の症状

- ☐ 我慢できない腹痛
- ☐ 繰り返し吐き続ける



これらの症状が
一つでもあれば

チームワークが大切

準備

- ☐ 緊急時の対応の準備
- ☐ エピペン®の準備
- ☐ AEDの準備



連絡

- ☐ 救急車の要請
- ☐ 管理職を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡



記録

- ☐ 観察の開始時間
- ☐ エピペン®を使用した時間
- ☐ 5分ごとの症状
- ☐ 内服薬を飲んだ時間



その他

- ☐ ほかに子供への対応
- ☐ 救急車の誘導



- 救急車を要請(119番通報)
- ただちにエピペン®を使用
- 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → AEDの使用
- その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない!**

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



吐き気、おう吐がある場合



呼吸が苦しくあお向けになれない場合



- その場で救急隊を待つ

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



② 利き手でグーで握る



③ 青い安全キャップを外す



④ 太ももの外側に注射「カチッ」と音がするまで
押し当て、五つ数える



本人が注射できない場合

衣類の上からも
打つことのできる
ポケットの中身を確認



⑤ オレンジ色のニードルカバー
がのびていることを確認する



使用前 使用後

※アドレナリン自己注射薬をエピペン®と表記

心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

